

台湾向け輸出水産物証明書発行要領

(目的)

第1条 本要領は熊本県から台湾向けに輸出される食用の水産物及びその一次処理品の証明書について、証明書の発行を申請する者（以下「輸出者」という。）が輸出するにあたり、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」、「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」を参考に、その発行手続き及びその他必要な事項を定めるものとする。

(対象国及び食品等)

第2条 本要領による証明書発行の対象となる輸出国及び食品等は次のとおりとする。

(1) 輸出国：台湾

食品等：水産物及びその一次処理品

※水産物とはラウンドの状態のことであり、一次処理品とは頭部等の切り落としや内臓の除去、フィレーやロイン等の処理までであり、乾燥、調味、加熱、塩蔵等の処理は含まない。

(証明書の発行要件)

第3条 輸出される食品等に発行する証明書は、次のいずれか該当するものとする。

- (1) 本県内で養殖されたものであること。
- (2) 一次処理品にあつては、本県内で一次処理されたものであること。
- (3) 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した輸出者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

(証明書の申請手続き)

第4条 輸出者は以下の(1)から(4)に掲げる書類を熊本県観光戦略部販路拡大ビジネス課長（以下、「販路拡大ビジネス課長」という。）に提出する。

- (1) 台湾向け輸出水産物の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - (2) 必要事項を記載した台湾への輸出に係る証明書（別記様式2）
 - (3) (2)の記載事項を確認することができる書類（別紙1）
 - (4) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状を提出（別記様式3）
- 2 販路拡大ビジネス課長は、輸出者から提出があった書類を確認のうえ、別記様式2により、証明書を発行する。なお、証明書（別記様式2）については、申請者が事前に輸入業者や現地税関など関係者に様式が間違いないことの確認を行うこととする。
- 3 販路拡大ビジネス課長は、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の

偽装その他証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。

- 4 販路拡大ビジネス課長が発行する当該証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

(その他)

第5条 輸出者は、食品等に係る一切の事項に対し責任を負うものとする。また、当該製品の輸出に際して違反等があった場合は、速やかに販路拡大ビジネス課長に報告するとともに、調査等に対して協力を行うこと。

- 2 販路拡大ビジネス課は、四半期ごとに、証明書の発行状況を別記様式4に取りまとめ、農林水産省食料産業局長に対し、四半期が終了する月の翌月20日までに報告する。

附則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月9日から施行する。

この要領は、令和2年5月21日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月15日から施行する。

この要領は、令和4年10月19日から施行する。